

第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画の概要

鳥獣保護管理事業計画

都道府県の実施する鳥獣保護管理事業についての基本的な考えや施策の在り方を示す枠組みであり、環境大臣が定める基本指針に即して、都道府県が作成する5カ年の計画。

第12次鳥獣保護管理事業計画の概要

基本理念

人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の維持

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日(5ヶ年間)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

野生鳥獣の保護上重要な森林・河川等を鳥獣保護区に指定

①鳥獣保護区の指定

- 既指定：18箇所 12,914ha
・期間更新 10 / 18箇所 7,027ha
- 保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、保護に適切か考慮したうえで、指定・更新を検討する。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- 個体数が少なく保護増殖を図る必要のあるものについては、人工増殖の可能性を検討
- 被害のおそれがなく、効果が認められる場合においては、放鳥の可能性を検討

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ①捕獲許可基準の設定にあたっての共通事項
 - 水鳥、猛禽類の生息地が重複し、鉛中毒が生じる蓋然性が高い地域の捕獲許可について、鉛が暴露しない構造の装弾の使用等を徹底して指導する。
- ②捕獲の目的別に許可基準を設定
 - 学術研究を目的とする場合
 - 鳥獣の保護を目的とする場合
 - ・鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
 - ・傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
 - 鳥獣の管理を目的とする場合
 - ・第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合
 - ・有害鳥獣捕獲を目的とする場合
 - ⇒ 農林業者が自らの事業地内で、小型の箱わな等でアライグマ・ヌートリア等を捕獲する場合、1日1回以上の見回り等の条件を満たせば、捕獲許可に狩猟免許を要しない。
 - その他特別な事由を目的とする場合
 - ・博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
 - ・愛玩のための飼養の目的 ⇒ 愛玩飼養の目的での捕獲は許可しない
 - ・その他鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項

狩猟による危険を予防するため市街化の進んだ地域や野外レクリエーション利用が多い地域を特定猟具使用禁止区域に指定

①特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定

- 既指定：75箇所 121,208ha
・期間更新 47 / 75箇所 102,853ha

第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

農林業被害を起こしているシカ及びイノシシを適正に管理するため第二種特定鳥獣管理計画を策定

- 大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第4期)
管理区域：府内全域
計画期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日(5ヶ年間)
- 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第3期)
管理区域：府内全域
計画期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日(5ヶ年間)

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

鳥獣保護管理行政の適正な推進を図るため、鳥獣の生息状況の調査を積極的に実施し、科学的データの収集・蓄積に努める。

- 鳥獣の生態に関する基礎的な調査
- 狩猟実態調査

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

- 国、都道府県等の提供する研修や講座等において連携を進め、積極的に受講することで、府及び市町村の鳥獣行政担当者の知識及び技術の習得に努める。併せて狩猟者の育成及び確保のための対策を講じるとともに、狩猟者が鳥獣の保護管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟の公益的役割についての普及啓発等を行う。
- 傷病鳥獣一時保護施設の活用
平成29年8月開設予定の大阪府動物愛護管理センター内に設置の野生鳥獣の一時保護施設において、傷病鳥獣の野生復帰を推進する。

第九 その他

- 狩猟の適正管理
- 傷病鳥獣への対応
- 安易な餌付けの防止
- 動物由来感染症等への対応
- 普及啓発